

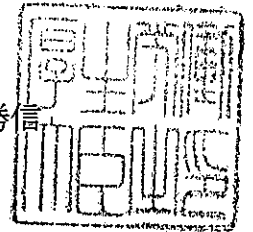
厚生労働省発職 0327 第 1 号

平成 30 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

（人材開発統括官関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇八 （略）

九 人材開発支援助成金制度の改正

- （一） 人材開発支援助成金を人材開発支援コース助成金とし、キャリアアップ助成金（人材育成コース）を特別育成訓練コース助成金とし、建設労働者確保育成助成金の一部を建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金とし、障害者職業能力開発助成金を障害者職業能力開発コース助成金とすること。

- （二） 人材開発支援コース助成金制度の改正
 - イ キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制導入コースを廃止すること。

ロ 有給教育訓練休暇制度に係る助成を創設し、次のとおり支給するものとする。

当該事業主以外の者の行う職業訓練等を受けるために必要な有給休暇の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行った事業主に対し、三十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては三十六万円）を支給するものとする。

(三) 特別育成訓練コース助成金について、その雇用する有期契約労働者等（短時間労働者及び派遣労働

者を除く。）に中小企業等担い手育成訓練を受けさせる事業主に対する助成制度を創設し、次に掲げる額の合計額を支給するものとする。

イ 中小企業等担い手育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に四百七十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

ロ 対象者一人につき、一の中小企業等担い手育成訓練（座学等を除く。）の実施時間数に六百六十

五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(四) 人材開発支援コース助成金の岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

十 キャリア支援企業創出促進事業の改正

平成二十九年度をもって事業を廃止すること。

十一 (略)

十二 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

特定被災区域内の事業主等を対象とする特例措置について、平成三十一年三月三十一日まで延長する
こと。

第二 (略)

第三 その他

一 この省令は、平成三十年四月一日から施行すること。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。